

共済組合ニュース

目次

- 1 平成28年度予算が承認されました・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2～3
- 2 平成28年度の掛金率等について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- 3 標準報酬月額の設定・改定について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- 4 定時決定の算定方法について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5～6
- 5 年金払い退職給付について（「給付算定基礎額残高通知書」が送付されます!）・P. 6～7
- 6 「ねんきん定期便」が送付されます!・・・・・・・・・・・・・・・・P. 7～8
- 7 傷病手当金の額の算定方法の変更について・・・・・・・・・・・・P. 9
- 8 入院中の食事代の標準負担額が段階的に引き上げられます・・・・・・・・P. 9
- 9 紹介状なしで大病院等を受診する場合に定額負担が必要になります・・・・・・・・P. 10
- 10 組合員及び被扶養者のがんの状況について
～人間ドック・がん検診を受けましょう～・・・・・・・・・・・・P. 10
- 11 人間ドック等の募集要項・申込書の変更について・・・・・・・・・・・・P. 10
- 12 扶養状況調査へのご協力ありがとうございました・・・・・・・・・・・・P. 11
- 13 任意継続組合員の平成28年度掛金の算定について・・・・・・・・・・・・P. 12

～お問い合わせは～

共済組合の予算、標準報酬制に関すること：共済企画担当

共済年金に関すること：年金担当

組合員証、扶養認定、任意継続組合員に関すること：保健担当



1 平成28年度予算が承認されました

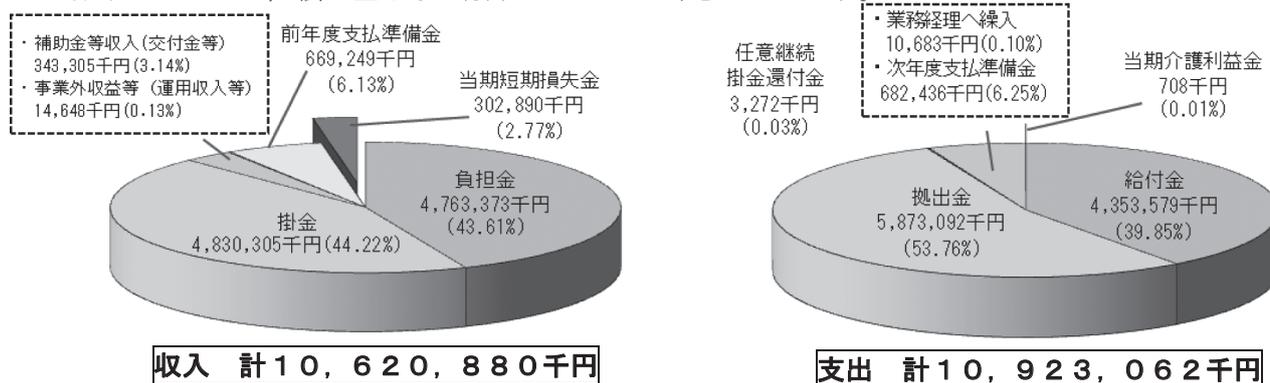
平成28年3月22日に開催された第139回組合会において、共済組合の平成28年度予算が承認されましたので、概要をお知らせします（表中の「%」は損失金又は利益金を含んだ収入または支出総額に占める割合）。

【1 短期経理（医療保険）】

短期経理では、組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡及び災害等の給付を行っています。

収入総額の見込みは106億2,088万円となり、主な内訳は、京都市など事業主からの負担金が47億6,337万円、組合員（任意継続組合員を含む。）の皆様の掛金が48億3,030万円となっております。一方、支出は、健康保険の保健給付や育児休業手当金・傷病手当金等の休業給付など給付金が43億5,357万円、高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金が58億7,309万円となる見込みで、支出総額は109億2,306万円となります。

介護保険に係る勘定については、過去からの累積赤字を解消し、70万円の黒字を見込んでいるものの、医療保険に係る勘定については、医療費や高齢者医療制度への拠出金が依然として高水準で推移しているため、3億289万円の赤字を見込んでおります。この赤字については、積立金を取り崩すことにより対応いたします。



【2 厚生年金保険経理】

厚生年金保険経理は、平成27年10月からの被用者年金一元化により、共済年金が厚生年金に統一されたことから、厚生年金の事務に係る経理として新設されたものです。

収入総額は、事業主からの負担金や組合員の皆様の保険料による213億1,474万円です。この同額を全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に拠出し、連合会が他の共済組合からの拠出金と併せて、退職者への厚生年金の給付、将来への積立金、事務費等に充当します。

【3 退職等年金経理】

退職等年金経理は、被用者年金一元化により新設された「年金払い退職給付」に係る経理です。

収入総額は、事業主からの負担金や組合員の皆様の掛金による14億563万円です。厚生年金保険経理と同様、この同額を連合会に拠出し、連合会が他の共済組合からの拠出金と併せて、年金払い退職給付、将来への積立金、事務費等に充当します。

【4 経過的長期経理】

経過的長期経理は、平成27年9月までに決定された公務障害・遺族年金の給付に係る経理で、費用は全額を地方公共団体が負担します。

収入は、事業主からの拠出金1億8,404万円で、厚生年金保険経理及び退職等年金経理と同様、この同額を連合会に拠出します。

【5 業務経理（事務費）】

業務経理は、短期及び長期給付（厚生年金・年金払い退職給付）に係る事務費を管理・執行する経理です。この経理の費用は、京都市等の負担金と短期経理からの繰入金、連合会の交付金によって賄われています。

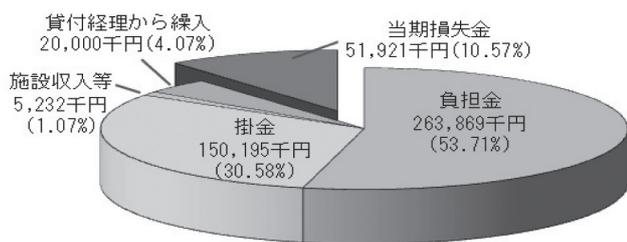
京都市等からの負担金5,768万円、短期からの繰入金1,068万円、連合会からの交付金292万円などを合計した収入総額見込みは7,183万円となります。支出は、連合会への払込金・分担金3,810万円、システム等の委託費2,640万円や共済組合ニュースの発行に係る普及費などで総額9,841万円となる見込みです。収入と支出の差額△2,658万円は、積立金を取り崩して対応いたします。

【6 保健経理（保健事業）】

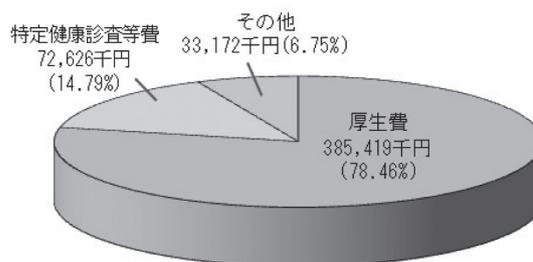
保健経理では、組合員の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会などの事業を行っています。

収入総額は4億3,930万円で、内訳は京都市等からの負担金が2億6,387万円、組合員の皆様の掛金が1億5,020万円、施設収入（職員相談室の運営に係る委託料）等523万円、貸付経理からの繰入金が2,000万円です。

一方、支出総額は4億9,122万円となり、主な内訳は、各種検診事業やえらべる倶楽部を実施するための厚生費が3億8,542万円、特定健康診査等費が7,263万円です。収入と支出の差額△5,192万円は積立金を取り崩すことにより対応いたします。



収入 計439,296千円



支出 計491,217千円

【7 貸付経理（貸付事業）】

貸付経理では、組合員の臨時（住宅、住宅災害、高額医療及び出産）の支出に対する貸付を行っています。

収入は貸付金利息2,726万円のほか、連合会からの交付金等で合計2,794万円となる見込みです。一方、支出総額は2,918万円で、会員制福利厚生事業（えらべる倶楽部）に充てる保健経理への繰入金2,000万円、連合会払込金280万円が主な内訳となっています。収入と支出の差額△124万円は積立金を取り崩すことにより対応いたします。

2 平成28年度の掛金率等について

短期給付・福祉（保健）事業の掛金率（平成28年4月～）（単位：千分比）

		現行	平成28年4月以降	前年比
短期 給付	短期分	41.00	45.50	4.50増
	介護分	5.20	5.70	0.50増
福祉事業		1.34	1.54	0.20増

厚生年金保険料率（単位：千分比）

	現行	平成28年9月～	平成29年9月～	平成30年9月～
保険料率※	86.39	88.16	89.93	91.50

※厚生年金保険料は組合員と事業主が折半で負担します。表中の率は折半後（1/2）の率です。

平成28年度の年金払い退職給付に係る掛金率は、7.5%（平成27年度と同率）です。これは、上限を7.5%として、地方公務員共済組合連合会の定款によって定められているものです。

3 標準報酬月額の設定・改定について

平成27年10月から標準報酬制が導入されました。標準報酬月額は、育児休業が終了した際の育児休業等終了時改定（申出者のみ）、固定的給与に変動があった場合の随時改定（2等級以上の差が条件）、毎年9月に行われる定時決定等によって変更されます。

既に随時改定の対象となった方もいらっしゃいますが、今後、多くの方に関係する主な随時改定・定時決定に関する概要については、以下のとおりです。標準報酬月額が変更された際は、給与支給明細書に記載されますので、ご確認ください。

決定・改定の原因	決定・改定の種類	平均する報酬	改定月	決定・改定の条件	備考
定例昇給※ ₁ （1月昇給）	随時改定	1～3月	4月	従前より2等級以上高いこと	来年度以降も毎年発生する随時改定の契機です。
給与改定※ ₁ （平成28年3月調整の例）		3～5月	6月		標準報酬月額は遡及して改定されません。2月以前調整分の報酬は平均から除きます。※ ₂
住居手当制度変更※ ₁ （5月支給分金額変更）		5～7月	8月		従前の報酬と2等級以上の差があること
年に1度定例の決定	定時決定	4～6月	9月	7月～9月に改定が行われた人を除く	4～6月で算定することが著しく不当である場合は、年間の平均で算定します。詳細は別途。

※₁ 給与の支給状況によっては該当しない場合もあります。

※₂ 平成27年度の4月から9月までは標準報酬制ではないため、差額分の掛金が徴収されます。

4 定時決定の算定方法について

「3 標準報酬月額決定・改定について」にも記載のとおり、平成28年4月から6月までの報酬を基に、平成28年9月からの標準報酬月額が決定されます。これを定時決定といい、具体的な算定方法は次のとおりです。決定された標準報酬月額は、9月分の給与支給明細書に記載されますので、ご確認ください。

○定時決定の際に対象となる報酬

4月の報酬		5月の報酬		6月の報酬	
給料	実際の手当 (扶養手当, 時間外勤務手当, 通勤手当等)	給料	実際の手当 (扶養手当, 時間外勤務手当, 通勤手当等)	給料	実際の手当 (扶養手当, 時間外勤務手当, 通勤手当等)

4月～6月の報酬の平均額＝報酬月額

標準報酬等級表に当てはめる

掛金等の算定基礎
標準報酬月額

- ・4月の時間外勤務手当は3月の実績によって支給されるものであることに注意。
- ・通勤手当が6箇月分一括で支給されている場合は、1箇月当たりの金額を算出して、報酬に算定します。
- ・4月～6月に報酬が支給されない月又は報酬の一部が支給されない月である場合、その月を除いて平均します。
- ・3箇月とも報酬が支給されない月又は報酬の一部が支給されない月である場合は、従前の報酬月額で決定します。
- ・7月～9月のいずれかの月で随時改定等により改定が行われた場合は、定時決定の対象外です。
- ・6月1日～7月1日の間に組合員資格を取得した場合は定時決定の対象外です。

実際に標準報酬月額を計算してみよう！

～共済花子さんの場合～

報酬の種類		4月	5月	6月
固定的 給与	給料	270,000	270,000	270,000
	扶養手当	13,900	13,900	13,900
	地域手当	28,390	28,390	28,390
	住居手当	10,500	10,500	10,500
	通勤手当	10,000	10,000	10,000
非固定的 給与	時間外 勤務手当	60,000	30,000	10,000
各月の報酬額		392,790	362,790	342,790

(通勤手当は6箇月分の定期代60,000円の場合)

- 各月の報酬の総額
1,098,370円 = 392,790 + 362,790 + 342,790
- 報酬月額(平均額)
1,098,370円 ÷ 3箇月 = **366,123円**

標準報酬等級表に当てはめる

標準報酬月額
360,000円
(第21級)

〈参考〉標準報酬等級表

(単位：円)

等級	標準報酬 月額	報酬月額	等級	標準報酬 月額	報酬月額	等級	標準報酬 月額	報酬月額
1	98,000	101,000 未満	16	260,000	250,000 以上 270,000 未満	31	650,000	635,000 以上 665,000 未満
2	104,000	101,000 以上 107,000 未満	17	280,000	270,000 以上 290,000 未満	32	680,000	665,000 以上 695,000 未満
3	110,000	107,000 以上 114,000 未満	18	300,000	290,000 以上 310,000 未満	33	710,000	695,000 以上 730,000 未満
4	118,000	114,000 以上 122,000 未満	19	320,000	310,000 以上 330,000 未満	34	750,000	730,000 以上 770,000 未満
5	126,000	122,000 以上 130,000 未満	20	340,000	330,000 以上 350,000 未満	35	790,000	770,000 以上 810,000 未満
6	134,000	130,000 以上 138,000 未満	21	360,000	350,000 以上 370,000 未満	36	830,000	810,000 以上 855,000 未満
7	142,000	138,000 以上 146,000 未満	22	380,000	370,000 以上 395,000 未満	37	880,000	855,000 以上 905,000 未満
8	150,000	146,000 以上 155,000 未満	23	410,000	395,000 以上 425,000 未満	38	930,000	905,000 以上 955,000 未満
9	160,000	155,000 以上 165,000 未満	24	440,000	425,000 以上 455,000 未満	39	980,000	955,000 以上 1,005,000 未満
10	170,000	165,000 以上 175,000 未満	25	470,000	455,000 以上 485,000 未満	40	1,030,000	1,005,000 以上 1,055,000 未満
11	180,000	175,000 以上 185,000 未満	26	500,000	485,000 以上 515,000 未満	41	1,090,000	1,055,000 以上 1,115,000 未満
12	190,000	185,000 以上 195,000 未満	27	530,000	515,000 以上 545,000 未満	42	1,150,000	1,115,000 以上 1,175,000 未満
13	200,000	195,000 以上 210,000 未満	28	560,000	545,000 以上 575,000 未満	43	1,210,000	1,175,000 以上 1,235,000 未満
14	220,000	210,000 以上 230,000 未満	29	590,000	575,000 以上 605,000 未満	44	1,270,000	1,235,000 以上 1,295,000 未満
15	240,000	230,000 以上 250,000 未満	30	620,000	(長期) 605,000 以上 (短期) 605,000 以上 635,000 未満	45	1,330,000	1,295,000 以上 1,355,000 未満
						46	1,390,000	1,355,000 以上

※平成28年4月から44級～46級が新設されます。3月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額が44級～46級に該当する場合、4月から標準報酬月額が改定されます。

短期のみ

5 年金払い退職給付について

（「給付算定基礎額残高通知書」が送付されます！）

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分（公務員独自の上乗せ部分）は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。「年金払い退職給付」は公務員の退職給付の一部として設けられるもので、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

詳しくは、平成27年10月に配布しました「年金払い退職給付制度に係る付与率・掛金率等について」をご覧ください。

～「給付算定基礎額残高通知書」が送付されます～（時期未定）

「給付算定基礎額」は、各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た額（付与額）に、各月の基準利率による利子を加えた額の総額のことを言い、毎月、付与額と利子を積み立てていきます。これを累積した年金給付事由発生時の給付算定基礎額が、「年金払い退職給付」の原資となります。

このように、給付算定基礎額は毎月積み立てられるものであることや基準利率が毎年改定されるものであることから、給付算定基礎額残高を年1回お知らせすることとなりました。

給付算定基礎額残高通知書

- 1 送付対象者
組合員，退職者
※ 原則として，組合員，退職者の住所地に直接郵送する予定です。
- 2 送付時期
未定（年1回）
- 3 作成形式・通知内容
 - (1) 作成形式
圧着ハガキ
 - (2) 通知内容
標準報酬月額（標準期末手当等の額を含む。），付与額，利子，給付算定基礎額残高，有期退職年金算定基礎額，終身退職年金算定基礎額，付与率，基準利率，基礎年金番号等

6 「ねんきん定期便」が送付されます！

「ねんきん定期便」とは，年金加入記録等をご確認いただくとともに，年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として，これまでの年金加入期間や保険料納付額，加入実績に応じた年金額等を，組合員ごとに年1回お知らせするものです。

平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴い，現に加入している（又は最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて，ねんきん定期便が送付されることになりました。

<公的年金制度と被保険者種別と送付する実施機関>

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者	日本年金機構
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 (地方公務員共済組合の組合員)	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部） 公立学校共済組合 警察共済組合 東京都職員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会（ <u>京都市職員共済組合</u> ）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 (私立学校教職員共済制度の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

1 通知内容

年齢に応じて、○印の内容が通知されます。(60歳以上の方には送付されません。)

通知内容	50歳未満の方	50歳以上の方	35, 45歳の方	59歳の方
①これまでの年金加入期間	○	○	○	○
②これまでの加入実績に応じた年金額	○	—	○	—
③老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)	—	○	—	○
④(参考)これまでの保険料納付額(累計額)	○	○	○	○
⑤最近の国民年金(第1号・第3号) 納付状況・厚生年金保険の月別状況	○	○	—	—
⑥これまでの年金加入履歴	—	—	○	○
⑦これまでの厚生年金保険における 標準報酬月額などの月別状況	—	—	○	○
⑧これまでの国民年金保険料の納付状況	—	—	○	○

2 送付時期

毎年、誕生月中に、連合会から組合員の住所地に直接郵送されます。

※ 平成27年12月に誕生月を迎えた方から送付が開始されています。

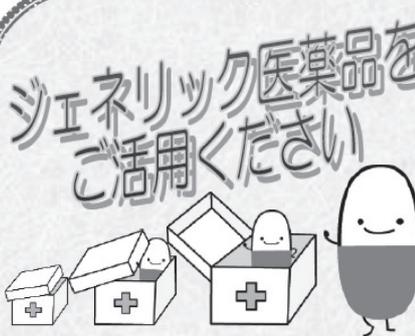
3 送付物

- 35歳, 45歳, 59歳の組合員 封書(通知・パンフレット)
- その他の年齢の組合員 圧着ハガキ

4 相談窓口

「ねんきん定期便」の内容についてご不明な点がございましたら、直接、当共済組合までお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 京都市職員共済組合 年金係 TEL:222-3240



ジェネリック医薬品を
ご活用ください

ジェネリック医薬品とは？

新薬の特許期間終了後に、同じ有効成分で他の製薬会社が製造する医薬品です。**価格は平均すると、新薬の約半分です。**これは、新薬が膨大な期間・費用をかけて開発されるのに対し、ジェネリック医薬品は研究開発期間が3~5年、開発費も格段に少なくてすむためです。

安全性について

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたもののだけが承認されています。有効性や安全性・品質も新薬と同等です。

ジェネリック医薬品を使うには？

医師や薬剤師にお気軽に御相談ください。

「ジェネリック医薬品にしたいとは言いづらい…」という方のために、組合員証やお薬手帳に貼り付けられる「ジェネリック医薬品希望シール」や、組合員証と同じ大きさの「ジェネリック医薬品お願いカード」を御用意しています。御希望の方は、共済組合(222-3239)までお問い合わせください。

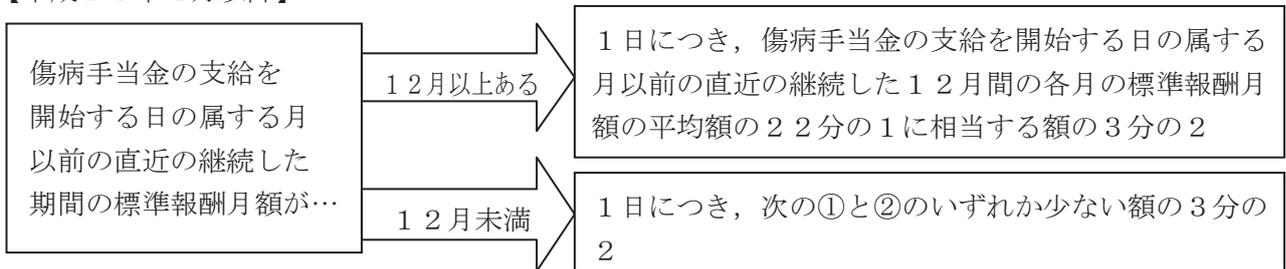
7 傷病手当金の額の算定方法の変更について

組合員の皆様が公務以外の病気やケガのため連続して3日以上仕事を休んだ場合に支給される「傷病手当金」について、算定方法が平成28年4月から以下のとおり変更されます。
 (支給は、傷病手当金の額が報酬の額を上回った時から開始し、最長で1年6箇月間(結核性呼吸器病の場合は3年間)継続されます。支給には申請が必要です。)

【現行】

1日につき、標準報酬日額(標準報酬月額 \times 22分の1に相当する額)の3分の2

【平成28年4月以降】



- ① 組合員本人の支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の22分の1に相当する額
- ② 支給開始日の属する年度の前年度の9月30日(平成28年度においては平成27年10月1日)における全組合員の同月の標準報酬月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の22分の1に相当する額

※ 制度改正に伴う経過措置

傷病手当金の支給を開始する日が平成28年8月31日以前である場合、支給開始日の属する月以前の直近の組合員期間が12月以上ある方については、①により算出します(②との比較は行わない。)

8 入院中の食事代の標準負担額が段階的に引き上げられます

医療機関に入院した時に必要となる食事代について、これまでは食事療養標準負担額(食材費相当額)のみが自己負担でしたが、入院と在宅療養の負担の公平を図るため、平成28年4月からは更に調理費相当額が加わります。ただし、難病患者や低所得者等については据え置きとなります。

1 食あたりの食事療養費標準負担額(一般)

平成28年3月まで	平成28年4月から	平成30年4月から
260円	360円	460円

9 紹介状なしで大病院等を受診する場合に定額負担が必要になります

医療機関における外来の機能分化を進めるため、平成28年4月から、紹介状なしで特定機能病院及び500床以上の大病院などを受診する場合、原則として初診時または再診時に通常支払う自己負担（医療費の1割～3割）に加え、定額負担が必要になります。

定額負担の最低額は、初診時に5,000円（歯科は3,000円）、再診時に2,500円（歯科は1,500円）となります。

※ 緊急その他やむを得ない事情などがある場合は、定額負担を必要としないこともあります。

10 組合員及び被扶養者のがんの状況について ～人間ドック・がん検診を受けましょう～

がん（悪性新生物）は、我が国において昭和56年より日本人の死因の第1位で、現在では、年間30万人以上ががんで亡くなっています。また、日本人が生涯のうちにがんにかかる可能性は、約2人に1人と推測されています。

京都市職員共済組合においても例外ではなく、平成27年中の組合員及び被扶養者の皆様の医療費を分析したところ、がんが死亡原因の第1位（33%）であることがわかりました。また、1年間の累計がん有病者（ひと月毎のがんにより医療機関を受診した人の1年間の合計）をがんの分類別の割合で見ると、1位 消化器（胃、食道、肝臓、大腸等）：46.3%、2位 女性生殖器（子宮、卵巣等）：13.2%、3位 呼吸器・胸腔内臓器（肺等）：10.4%、4位 乳房：9.9%、5位 男性生殖器（前立腺等）：7.65%となっています。

がんは早期発見することがとても重要です。

共済組合では、人間ドックはもとより、胃がん、大腸がん、子宮がん、肺がん、乳がん、前立腺がん、それぞれのがん検診をご用意しています。

自宅で手軽に受診できる「郵送がん検診」、体の気になる部分だけを選んで受診できる「総合がん検診【基本型】」、定期健康診断と組み合わせることで人間ドック並の検査となる「総合がん検診【充実型】」とメニューも多彩です。

皆様の健康づくりに、人間ドックとがん検診をご活用ください。

11 人間ドック等の募集要項・申込書の変更について

人間ドック、脳ドック、郵送がん検診及び総合がん検診の募集に当たっては、これまで紙の募集要項（冊子）及び申込書（複写式）を配布していましたが、組合員の皆様の利便性向上、印刷経費の削減及び事務の効率化のため、平成28年度からは、庶務担当者を通じて、電子データ化した募集要項及び申込書（エクセル形式）をメールで送付することとします。

人間ドック、脳ドック及び郵送がん検診については4月上旬、総合がん検診については10月上旬に募集予定です。お申込みの際は、必要事項を入力した申込書（エクセル形式）を印刷し、庶務担当者を通じて、提出していただくこととなります（申込書を白紙のまま印刷し、手書きすることも可能です）。

なお、節目健診については、3月下旬に募集要項のみ電子データで配布し、申込書は紙で配布します。

※ ご提出いただいた申込書については、スキャナーでの読み取りにより処理を行いますので、付箋等は貼り付けないよう、ご協力をお願いします。

※ パソコンが1人1台ずつ配備されていない所属については、庶務担当者の方が募集要項及び申込書を印刷していただき、所属内に周知していただきますようお願いいたします。

12 扶養状況調査へのご協力ありがとうございました

共済組合では、年に一度、被扶養者の公平かつ適正な認定のため、扶養状況調査を行っています。今年度は、昨年7月に、18歳以上の被扶養者を対象とした調査を実施しました。調査の対象となった組合員の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

＜結果＞ 調査対象者：7,165人 ⇒扶養削除となった被扶養者：約270人*

*通常の収入超過及び就職など、扶養調査によらない削除を含む。

被扶養者の要件を満たしていないことが判明した方については、事実発生日に遡って資格喪失となり、その間に医療機関等にかかっていた場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなります。来年度以降も、その年々の状況に応じた調査を行いますので、引き続きご協力をお願いします。

今一度、ご家族の扶養状況をご確認ください



今回の扶養状況調査では、同別居の変更手続きがされていないケースが多くありました。『同居から別居』、『別居から同居』になった場合は速やかに届出をしてください。

なお、『同居から別居』になり扶養を継続する場合、また認定当時から別居の場合、以下の条件を満たすことが必要です。

- (1) 認定対象者の収入額が収入限度額内であり、かつ、当該収入額に2分の1を乗じて得た額が組合員からの仕送り額以下であること。
- (2) 組合員からの仕送り額が、1人につき月額5万円以上であること。
- (3) 認定対象者が扶養能力を有する扶養義務者と同居していないこと。
- (4) 組合員から認定対象者への仕送りは、1人につき毎月1回以上、金融機関等を経由して送金していること。

例：子が4月から別居、引き続き扶養される場合。

①子の収入（4月）：106,000円

$106,000 \text{円} \times 1/2 = 53,000 \text{円}$ ⇒ (1)により53,001円以上の仕送りが必要

②子の収入（4月）：80,000円

$80,000 \text{円} \times 1/2 = 40,000 \text{円}$ → (2)により50,000円以上の仕送りが必要

※ 手続きには、「被扶養者申告書（家族調書）」、「別居先の世帯全員の住民票」、「仕送りが確認できる書類」、「給与明細等」（収入がある場合）が必要です。

※ 就学・単身赴任・施設入所等の一時的な別居であっても、別居の届出は必要です。この場合は、上記の書類のうち「仕送りが確認できる書類」の代わりに「学生証」、「在学証明証」、「辞令」、「施設入所が確認できる書類」等をご提出ください。

また、就職や収入超過などによりご家族が被扶養者としての要件を満たさなくなった場合も、速やかに届出が必要です。詳しくは京都市職員共済組合被扶養者認定基準をご参照ください（ホームページに掲載しています）。

13 任意継続組合員の平成28年度掛金の算定について

退職後、任意継続組合員として共済組合にご加入いただく方について、平成27年10月の標準報酬制への移行及び平成28年4月の制度改正等により、平成28年度掛金の算定は以下のとおりとなります。

(1) **平成27年9月30日までに退職**

以下のうちいずれか少ない額×掛金率

(平成28年度掛金率：94.08/1000【短期・福祉分】，11.40/1000【介護分】)

ア 任意継続組合員本人の退職時の給料月額×1.25（手当率）を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

イ 前年度の9月30日（平成28年度においては平成27年10月1日）における当共済組合の全組合員（任意継続組合員を含む。）の標準報酬月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額（平成28年度は440,000円）

(2) **平成27年10月1日以降に退職**

以下のうちいずれか少ない額×掛金率

(平成28年度掛金率：94.08/1000【短期・福祉分】，11.40/1000【介護分】)

ア 任意継続組合員本人の退職時の標準報酬月額

イ 前年度の9月30日（平成28年度においては平成27年10月1日）における当共済組合の全組合員（任意継続組合員を含む。）の標準報酬月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額（平成28年度は440,000円）



発行：京都市職員共済組合
住所：〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
電話：075-222-3240（共済企画・年金担当）
3239（保健担当）

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！

